

4 監査報告第9号  
令和4年11月30日

千葉市議会議長 川村博章様  
千葉市長 神谷俊一様

千葉市監査委員 宮原清貴  
同 岩井雅夫  
同 三瓶輝枝

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

# 第1期事務事業定期監査結果報告

## 第1 対象

建設局及び教育委員会が実施した事務事業

## 第2 期間

令和4年8月1日から同年11月22日まで

## 第3 重点項目

### 1 財務監査

#### (1) 収入事務

ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

イ 減免等の理由及び手続は適正か。

#### (2) 支出事務

ア 委託の内容は適切か。また、その効果の確認は行われているか。

イ 補助金等の交付事務は適正に行われているか。

#### (3) 契約事務

契約書どおりの履行はなされているか。

#### (4) 財産管理事務

物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。

### 2 行政監査

公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。

## 第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

種別	項目	着 眼 点
財 務 監 査	1 収 入 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調定額の算定は適正に行われているか。また、計算に誤りはないか。</li> <li>(2) 減免の理由及び手続は適正か。</li> <li>(3) 納入の通知は適正に行われているか。</li> <li>(4) 領収書の取扱いは適正に行われているか。</li> <li>(5) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。</li> <li>(6) 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。</li> <li>(7) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。</li> <li>(8) 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。</li> <li>(9) 督促、催告及び時効中断手続は適正に行われているか。</li> </ul>
	2 支 出 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支出負担行為及び支払の時期は適正か。また、漏れはないか。</li> <li>(2) 支出負担行為額の算出に誤りはないか。</li> <li>(3) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。</li> <li>(4) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。</li> <li>(5) 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。</li> <li>(6) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。</li> <li>(7) 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。</li> <li>(8) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。</li> </ul>
	3 契 約 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。</li> <li>(2) 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。</li> <li>(3) 予定価格及び最低制限価格の算定は適正に行われているか。</li> <li>(4) 入札参加者等の指名において業者選定審査会等を設置し、適正・公正さを保つ手続がとられているか。</li> <li>(5) 随意契約による場合、その理由は適正か。</li> <li>(6) 長期継続契約による場合、その理由は適正か。</li> <li>(7) 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。</li> <li>(8) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。</li> <li>(9) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>(10) 個人情報を取り扱う契約事務は、適切に行われているか。</li> <li>(11) 契約書どおりの履行はなされているか。</li> <li>(12) 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> <li>(13) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。</li> </ul>

	4 財 産 管 理 事 務	(1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。 (2) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。 (3) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。 (4) 金券類等の保管の方法、場所は適切か。 (5) 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。 (6) 基金に係る収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。
行 政 監 査	公 有 財 産 の 管 理	(1) 現況を把握し、維持管理が適切に行われているか。 (2) 公有財産台帳等の記録・管理は適切に行われているか。 (3) 貸付け等が、適正な手続により行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

## 第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係職員からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

## 第6 日程

日 付	内 容	
令和4年 6月 1日	監査実施通知	
令和4年 9月 2日	概況説明の聴取	令和4年度第6回監査委員会議
令和4年11月14日	復命	令和4年度第9回監査委員会議

## 第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討及び周知の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求め、  
「意見」とは、事案に対する見解を示したもの、「周知」とは、見受けられた良好な取組を庁内に促すものである。

### 1 財務監査

#### (1) 支出事務

ア 補助金の交付決定等に係る補助金額の審査を適正に行うべきもの（教育委員会）

##### (ア) 事案及び問題点

千葉県関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付要綱第4条によると、補助対象経費は、交通費、宿泊費及び運搬費としており、補助金額は、別表により算出した金額、又は他の補助による金額を差し引いた実負担額のうち、いずれか低い金額とされている。

しかしながら、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支決算書を確認したところ、他の団体から補助があったにもかかわらず、この記載がなく、他の補助による金額を差し引いた実負担額との比較を行っていなかった。

##### (イ) 指摘

補助金額の決定及び確定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。

##### (参考)

千葉県補助金交付規則（昭和60年千葉県規則第8号） 抜粋

##### （補助金等の交付の決定等）

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定(中略)をするものとする。

##### （補助金等の額の確定等）

第13条 市長は、(中略)報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

千葉県関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付要綱 抜粋

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、交通費、宿泊費及び運搬費とし、補助金額は、別表により算出した金額、又は他の補助による金額を差し引いた実負担額のうち、いずれか低い金額とする。ただし、10円未満は切り捨てる。

(別表)

区分	補助対象経費	補助する金額
交通費	当該校の所在地の最寄り駅から大会開催場所までの交通費とし、最も経済的な順路で計算した額とする。 ただし、航空機やバスを利用する場合は、実際に利用した料金とする。	補助対象経費の2分の1 一人当たり10,000円 を上限とする。
宿泊費	大会要綱に規定する日数の中で、競技及び公式行事に係る必要最低限の日数とする。	補助対象経費の2分の1 一人1泊当たり6,000円 を上限とする。
運搬費	大会に出場するために必要な楽器又は道具の運搬に係る貨物輸送相当とする。	補助対象経費の3分の1

イ 補助金の交付決定等に係る補助対象経費の審査を適正に行うべきもの(教育委員会)

(ア) 事案及び問題点

千葉県小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金交付要綱第4条別表によると、補助対象経費の一部である交通費は、普通運賃あるいはバス借上料(有料道路代を含む。)のいずれかの費用とされている。

しかしながら、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支報告書を確認したところ、交通費の内訳にバス借上料、有料道路代に加え、補助対象経費に含まれていない駐車料金が記載されていたにもかかわらず、交通費の内訳を確認していなかった。

(イ) 指摘

補助金額の決定及び確定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。

(参考)

千葉県小・中学校文科系部活動等中央大会参加事業補助金交付要綱 抜粋

(別表)

補助対象経費		補助額
区分	説明	(1補助事業者あたり)
交通費	大会開催要項又は基準に定める出場者並びに補欠の児童・生徒及び引率者に係る①或いは②のいずれかの費用とする。 「①普通運賃(後略)」 「②バス借り上げ料(有料道路代を含む)」	①の場合は実費相当。
		②の場合は実費相当。 (後略)

## (2) 契約事務

ア 適正な専決者により決裁を行うべきもの（建設局）

(ア) 事案及び問題点

土木事務所における各種委託について確認したところ、適正な専決者により決裁が行われていない事例が見受けられた。

(イ) 指摘

決裁に当たっては、規程に基づき、適正な専決者による意思決定を行われたい。

(参考)

千葉県決裁規程（平成4年千葉県訓令（甲）第1号） 抜粋

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 課長 事務分掌規則第1条に定める課並びに消防局組織規則第2条に定める課及び消防学校の長をいう。

(7)～(10) (略)

(11) 第一類の事業所の長 千葉市事業所事務分掌規則(平成4年千葉県規則第3号。以下「事業所規則」という。)別表第1に定める第一類の事業所の長、保健所長、保健福祉センター所長及び消防署長をいう。

(12)～(14) (略)

(15) 決裁 事案の処理について、最終の意思決定をすることをいう。

(16) 専決 事案の処理について、常時市長に代わって決裁することをいう。

別表第1 共通専決事項

3 財務に関する事項

(2) 歳出予算及び債務負担行為の執行

専決者 専決事項	局長 危機管理監	区長	部長・担当部長・第一類の事業所の長(保健福祉センター所長を除く。)	課長・課内室長・担当課長・第二類の事業所の長(環境保健研究所にあっては、健康科学課長に限る。)
(12)委託料 ア 工事委託料、監督、検査業務委託料	1億円以上	3,000万円以上	1億円未満	3,000万円未満
イ その他	3,000万円以上	1,000万円以上	3,000万円未満	1,000万円未満(契約課長にあっては、2,000万円未満)

千葉県事業所事務分掌規則（平成4年千葉県規則第3号） 抜粋

別表第1				
所属	名称			事業所の長の 名称
	一類	二類	三類	
土木部	中央・美浜土木事務所			所長
	花見川・稲毛土木事務所			所長
	若葉土木事務所			所長
	緑土木事務所			所長

イ 修繕の検査の時期を適正に行うべきもの（建設局）

(ア) 事案及び問題点

建設局における修繕請負契約の検査の時期を確認したところ、受注者から完成通知書を受領した日から10日を超えて検査を実施している修繕が散見された。

これは、業務を工事に準じて執行していたため、工事請負契約の標準約款の検査の時期の項目を修正せずに使用していたことが原因と考えられる。また、修繕請負契約の標準約款が未整備であるため、契約の都度、契約書の作成や他の標準約款の修正が必要であったことも一因として考えられる。

(イ) 指摘

修繕の検査の時期については、法令に基づき適正に行われたい。

(ウ) 意見

今後の事務誤りを減らし、職員の負担を軽減するため、修繕請負契約の標準約款を整備することを検討されたい。

(参考)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号） 抜粋

（給付の完了の確認又は検査の時期）

第5条 前条第1号の時期（契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期）は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。

ウ 最低制限価格の設定を適正に行うべきもの（教育委員会）

(ア) 事案及び問題点

建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」における調査基準価格等の算出方法について（令和元年7月17日付け資産経営部長通知）によると、「Ⅰ 予定価格（税抜）に3分の2を乗じて得た額」と「Ⅱ 最低賃金法で定める千葉県下における最低賃金を基準に算出した人件費に必要経費を加算した額」を比較し、いずれか高い方の額を最低制限価格として設定することとされている。

しかしながら、千葉市立郷土博物館清掃業務委託及び千葉市立郷土博物館常駐警備等業務委託における最低制限価格を確認したところ、Ⅱの算出結果と比較せずにⅠを最低制限価格として設定しており、適正な価格が設定されていなかった。

なお、両業務委託の契約金額とも、Ⅱの算出結果より高い額で落札されていたため、入札結果への影響はなかった。



(イ) 指摘

最低制限価格の算出については、通知に基づき適正に行われたい。

(3) その他

ア 医療保険の被保険者証の写しを取得する際に留意すべきもの（建設局、教育委員会）

(ア) 事案

雇用関係の確認等の目的で受注業者から提供を受けた、委託業務の主任技術者等に係る医療保険の被保険者証の写しについて、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）並びにQRコード（読み取った際に被保険者等記号・番号等がわかるものをいう。）にマスキングが施されていない事例が散見された。

(イ) 問題点

医療保険の被保険者証に係る被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険法（大正11年法律第70号）をはじめとする医療保険各法により、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられている。

これにより、本人確認等のために被保険者証の写しを求める場合には、次のような取扱いをするよう留意することとなっている。

- ① 被保険者証の写しを提出しようとする申請者等に対し、被保険者等記号・番号等及びQRコードにマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。
- ② マスキングが施されていない被保険者証の写しを受け取った場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

しかしながら、委託業務の受注業者に提出を求めた被保険者証の写しについて、被保険者等記号・番号等及びQRコードへのマスキングが十分に行われていなかった。

(ウ) 指摘

雇用関係の確認等の目的で取得した被保険者証の写しの取扱いについては、法令等に基づき適正に行われたい。

(参考)

健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号） 抜粋

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第 1 9 4 条の 2 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

健康保険法施行規則（大正 1 5 年内務省令第 3 6 号）

（法第 1 9 4 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者等）

第 1 5 6 条の 2 法第 1 9 4 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

1～15 （略）

16 市町村長

「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」（令和 2 年 1 0 月 5 日 付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長通知） 抜粋

第 4 本人確認等のために健康保険の被保険者証等の提示を求める場合の取扱いについて

告知要求制限に関する規定が施行された令和 2 年 10 月 1 日以降も、金融機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に基づく本人確認を行う場合など、一般事業者における顧客の本人確認等のために健康保険の被保険者証等の提示を求めることは可能であるが、その際には、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意することが必要となること。

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

## 2 行政監査

### (1) 公有財産の管理

公有財産(\*)は、住民から負託された重要な資産であり、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条においても「地方公共団体の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」と規定されている。そのため、公有財産に関する事務にあたる者は、最少の経費をもって最大の効果をあげるべく、細心の注意を払って取り扱わなければならない。

公有財産に関する事務には、財産の取得、管理及び処分があるが、それらのうち中心となるのが管理である。具体的には、公有財産を維持・保存し運用する行為並びに物又は権利の性質を変更しない範囲においてこれを利用又は改良することを目的とする行為である。これらの行為は、公有財産をその所有の目的に応じて最も有効に運用できるよう、常に良好な状態を保持するために行われるものである。

本市においても、数多くの公有財産を保有しているため、法令等に基づく適正な管理が求められている。また、厳しい財政状況の下で、公有財産を有効に活用することも重要となっている。

以上を踏まえ、今年度の行政監査は「公有財産の管理」をテーマに選定し、前記第3のとおり「公有財産(不動産及び工作物)の管理は、適正かつ効率的に行われているか。」を重点項目に、前記第4のとおり着眼点を設定し、適正な財産管理事務の執行に資することを目的に監査を実施することとした。

#### \*公有財産

地方公共団体が所有する財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとされている(地方自治法(昭和22年法律第67号))。このうち公有財産は、不動産、船舶、地上権、特許権、株式、出資などに区分され、利用目的により、①行政財産と②普通財産に分類される。

##### ① 行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することと決定した財産をいう。行政財産は、原則として貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的、若しくは信託、又はこれに私権を設定することができない(地方自治法第238条の4)。

##### ② 普通財産

行政財産以外の一切の公有財産をいう。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる(地方自治法第238条の5)。

## (2) 指摘等

ア 公有財産台帳への記載を適正に行うべきもの（建設局）

(ア) 事案及び問題点

建設局の公有財産台帳について、自転車駐車場に係る記載内容を調査したところ、登録漏れ、登録誤り（重複登録等）、削除漏れ等が散見された。

(イ) 指摘

公有財産台帳への記載は、規則等に基づき、適正に行われたい。

(参考)

見受けられた事例

問題点	事案
登録漏れ	・掲載すべき土地及び建物を公有財産台帳に登録していなかった。
登録誤り	・同一の土地を重複して登録していた。 ・複数の土地をまとめて登録していた。
削除漏れ	・削除すべき土地を登録したままにしていた。

千葉県公有財産規則（昭和40年千葉県規則第11号） 抜粋

（台帳等）

第36条 管財課長は、公有財産の状況を明らかにするとともに、その適正な管理を図るため、公有財産台帳(以下「台帳」という。)を備えなければならない。

2 台帳の全部又は一部の備付けは、当該台帳に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付けをもって行うことができる。

3 所管課長は、その所管する公有財産について、公有財産台帳副本を備えなければならない。

（台帳記載事項の変更）

第39条 所管課長は、その所管に属する公有財産が次の各号のいずれかに該当するときは、公有財産通知書により管財課長に通知するとともに、公有財産台帳副本を整理しなければならない。

(1) 取得又は処分をしたとき。

(2) 用途設定、用途変更又は用途廃止をしたとき。

(3) 所管換をしたとき。

(4) 改築、修繕、天災事変その他の事由により形質又は価格に変動があったとき。

(5) 土地の分筆、合筆、地目変更、地積訂正その他の重要な事実が発生したとき。

(6) その他台帳記載事項に異動を生じたとき。

イ 借地の継続について検討すべきもの（教育委員会）

（ア）事案及び問題点

白井公民館・若葉図書館泉分館（以下「白井公民館等」という。）は、平成19年度に現在地に移転建替えを行ったが、その敷地は個人から賃借しているところである。

（イ）意見

建物の耐用年数を考慮すると50年間は使用できることから、今後も白井公民館等は存続することが想定される。令和9年度末で契約期間が満了となるが、それ以降の借地の継続については、借地期間における借地料の総額と購入した場合の金額を比較するなどして、その妥当性を検討されたい

ウ 工作物を組織的に把握する取組がなされているもの（建設局）

（ア）周知

公有財産のうちフェンスやブロック塀等のいわゆる工作物については、その正確な位置や数を把握することが困難であるものが多く、台帳等の整備に苦慮している所管課が多い。

そのような中、建設局の河川浄化施設等に付設された工作物においては、施設図面又は写真付きの管理台帳などにより工作物の一元的な把握及び情報の共有化に努め、維持管理業務に活かしていた。このことは、全庁の参考事例となるものとして評価できるものである。

引き続き、工作物の現状把握を的確に行い、改善しながら財産管理事務の適正な執行に努められたい。

また、工作物を管理している他の所管部局においても、工作物の一元的な把握及び情報の共有化の方法について検討し、財産管理事務を適正に執行するよう努められたい。

(参考)

〇〇浄化施設

所在	千葉市中央区〇〇町〇〇番地
使用面積	500.00㎡
使用者	〇〇課
連絡先	〇〇班 内線××××
使用目的	周辺の水質浄化
設置工作物	浄化施設 フェンス
現場写真	

第2期事務事業定期監査においても、引き続き「公有財産（不動産及び工作物）の管理は、適正かつ効率的に行われているか。」を重点項目に監査を実施するため、公有財産の管理に係る総括意見については、第1期と合わせ、第2期の結果報告において述べることにしたい。